

公正な研究活動の推進のための

研究データ保存

2021 年 12 月

京都大学研究公正委員会

このパンフレットは、教員、研究者及び大学院生にとってわかりやすく、主旨・内容を理解していただくことを優先しており、文部科学省や京都大学で定めたガイドラインや規程とは異なる表記を用いている箇所があります。詳しくは文中で記載している URL で確認ください。

文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に沿って、京都大学では、公正な研究活動を推進するため、研究データを保存すること及び必要に応じて開示することを行っています。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/__icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf



📁 研究データを保存していないとどうなる？

公表した研究成果に対して疑義を唱える通報があった場合に、証拠資料で正当性を説明できず、保存しておくべき研究データがないと不正と認定される可能性があります。

不正行為として認められた場合は、教職員及び学生は厳しい処分の対象となり、ペナルティが科せられます。

故意でなくとも研究活動上の不正行為と認定されることもありますので、日々の研究活動の中で研究データをしっかりと記録、整理するようにしてください。

📁 保存しなければならない“研究データ”とは？

発表した研究成果の根拠となる研究資料等（文書、数値データ、画像等）を保存しなければなりません。

例えば、実験ノート、フィールドノート等の紙媒体の資料、数値データ、テキストレコード、表計算シート、ソフトウェア等の電子化資料、画像データ、オーディオデータ、ビデオテープ、写真フィルム等の多様なデータが該当しますが、装置等の「もの」も該当します。

📁 研究データの保存期間は？

発表された研究成果の発表後少なくとも 10 年です。

◆京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程

URL : <https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/inline-files/kenkyukosei-kitei-1035bde9ab04f6b2015203ad86a46fa7.pdf>



◆京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程第 7 条第 2 項の研究データの保存、開示等について定める件

URL : https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/embed/jaresearchrulesuishindocumentsresearch_data150730.pdf



研究者の責務は？

本学の役員、教職員、学生等で、本学において研究活動を行うすべての者（本頁では「研究者」とします。）の研究データの保存、開示における責務は、以下のとおりです。

1. 研究データを、開示承合及び検証が可能な形で保存し、改変しないこと。
2. 発表された研究成果に疑義が呈された場合、保存する研究データを開示すること。
3. 研究者が退職、卒業、修了等により、本学で研究活動を行わなくなった場合も同様。
4. 本学で研究活動を行わなくなったとき、本学による研究データの追跡が可能となるように、自らを監督・指導する地位にある者（本頁では「指導者」とします。）に当該研究データの所在を報告すること。

研究室主催者、研究プロジェクトの研究代表者、学生を指導している教員の責務は？

指導者のデータの保存、開示における責務は以下のとおりです。

1. 研究データの保存期間を含む保存計画を、国又は学術団体が示す基準を踏まえ、研究分野の特性を鑑みて定め、自らが監督・指導する研究者に提示すること。
2. 特段の事情により 10年に満たない保存期間を定めた場合は、その旨を部局長に報告すること。この場合は、指導者が保存計画についての説明責任を負うこと。
3. データを適切に保存するための環境を整備すること。
4. 自らが監督・指導する研究者に保存期間を遵守することについて指導するとともに、保存期間を超えても可能な限り長期間研究データを保存し、発表した研究成果についての説明責任を果たすことが求められることを併せて指導すること。





このパンフレットに関する問合せ先

京都大学研究推進部研究推進課

TEL:075-753-5586 FAX:075-753-2042

E-mail:kensui_integrity@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp